## ○国土交通省告示第三百七十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条 の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年三月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

## 第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事(三陸縦貫自動車道・岩手県陸前高田市気仙町 字福伏地内から同市気仙町字丑沢地内まで及び同市気仙町字荒川沢地内から同市竹駒 町字相川地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

# 第3 起業地

- 1 収用の部分 岩手県陸前高田市気仙町字福伏、字要谷、字水上、字牧田、字上長部、字月山、字丑沢、字荒川沢、字荒川及び字神崎、矢作町字大嶋部並びに竹駒町字大畑、字十日市場及び字相川地内
- 2 使用の部分 岩手県陸前高田市気仙町字福伏、字要谷、字水上、字牧田、字上長部、字月山、字丑沢、字荒川沢、字荒川及び字神崎、矢作町字大嶋部並びに竹駒町字大畑、字十日市場及び字相川地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県気仙沼市唐桑町字舘地内の唐桑北インターチェンジ(仮称)から岩手県陸前高田市竹駒町字相川地内の陸前高田インターチェンジまでの延長10.0kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事(三陸縦貫自動車道)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事(三陸縦貫自動車道)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3

条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。 したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道45号(三陸縦貫自動車道。以下「本路線」という。)は、仙台市を起点 とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248 kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等(以下「三陸沿岸地域」という。)は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産品を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号(以下「現道」という。)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には浸水等により全面通行止めになるなど、自然災害による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、三陸沿岸地域の早期復興に寄与するとともに、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法 (平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

# (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるオジロワシ及びオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息環境の一部を通過するものの、改変面積は小さいことなどから生息環境は保全されるものとされている。クマタカについては、営巣が確認されていることから、起業者はモニタリング調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。オジロワシ、オオワシ、オオタカ及びハヤブサについては、計画路線は生息環境の一部を通過するものの、改変面積は小さいことなどから生息環境は保全されるものとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサルメンエビネ及びキンセイラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6 箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会及び岩手県教育委員会と協議を行い、 必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、唐桑北インターチェンジ(仮称)から 長部インターチェンジ(仮称)までの区間においては東側案、西側案及びその中間 案(申請案)の3案、長部インターチェンジ(仮称)から陸前高田インターチェン ジまでの区間においては東側案(申請案)、西側案及びその中間案の3案による検 討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の2案とを比較すると、い ずれの申請案も、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価で あることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれ の区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

# 4 法第20条第4号の要件への適合性

# (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は道路幅員が狭小な区間等が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる三陸沿岸都市会議等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

# (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県陸前高田市役所
- 第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 岩手県陸前高田市気仙町字福伏、字 要谷、字水上、字牧田、字上長部、字月山及び字丑沢地内